

住居表示が実施されると、皆さんの住んでいる地域の住所や本籍、郵便番号、不動産の表示が次のように変わります。

(1) 住所は新町名と街区符号、住居番号で表示します。

会津若松市 対馬館町 〇番 〇号
町名 街区符号 住居番号

(2) 郵便番号は以下のとおりとなります。

町名	郵便番号
対馬館町	965-0847

※ 新しい郵便番号は、平成25年8月19日以降にご利用ください。

(3) 本籍の表示は新町名と地番で表示します。

(実施区域内に本籍のある方)

会津若松市 対馬館町 〇〇〇番地〇
新町名 地番

※ 枝番がつかない地番は「〇〇〇番地」となります。

※ なお、本籍の表示については、住居表示実施後、届出（転籍届）によって新しい住居表示の街区符号「対馬館町〇番」で表示することもできます。

(4) 不動産の表示は新町名と地番で表示します。

会津若松市 対馬館町 〇〇〇番〇
新町名 地番

※ 枝番がつかない地番は「〇〇〇番」となります。